

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）の概要

I 金融商品取引法施行令の一部改正

1. 取引の無効ルールの創設

- (1) 取引の無効ルールの対象となる売付け、募集・売出しの取扱い等に準ずる行為として、
売出し及び私募の取扱いを定める（第33条の4の2）。
- (2) 取引の無効ルールの対象となる有価証券について、社債、株式、新株予約権及びこれら
と同様の性質を有する外国証券を規定するとともに、これらの有価証券のうち、上場有価
証券等と併せて対象から除外されるものとして、有価証券報告書等の提出会社の発行する
社債及び売出し規制が免除される外国取引所の上場有価証券を定める（第33条の4の3）。

2. 裁判所による差止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大

証券取引等監視委員会から財務局長等への権限の委任に関する規定の整備を行う（第44条
の5）。

II 資産の流動化に関する法律施行令の一部改正

1. 資産取得に係る規制の見直し

鑑定評価義務への一本化の対象となる土地・建物に関する権利等として、土地・建物の賃
借権、地上権その他の土地・建物の使用収益権及び信託の受益権（分割されていないものに
限る。）であって土地・建物又は当該使用収益権のみを信託するものを定める等、特定資産の
価格調査等に関する規定の整備を行う（第15条、第33条）。

2. 資産流動化の応用スキームの促進

社債的受益権について、変動金利による分配を受けることができるることとする等、社債的
受益権の発行条件に関する規定の整備を行う（第52条）。

III 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正

1. 資産取得に係る規制の見直し

鑑定評価義務への一本化の対象となる土地・建物に関する権利等として、土地・建物の賃
借権、地上権及び信託の受益権（分割されていないものに限る。）であって土地・建物又は当
該賃借権・地上権のみを信託するものを定める等、特定資産の価格調査等に関する規定の整
備を行う（第16条の2、第18条、第28条、第122条の2、第124条）。

2. その他

金融商品取引法施行令の裁判所による差止命令の申立てに係る裁判管轄の拡大に係る改正
等に準じて、所要の規定の整備を行う（第135条、第136条）。